

～住民団体等への草刈り業務委託制度～

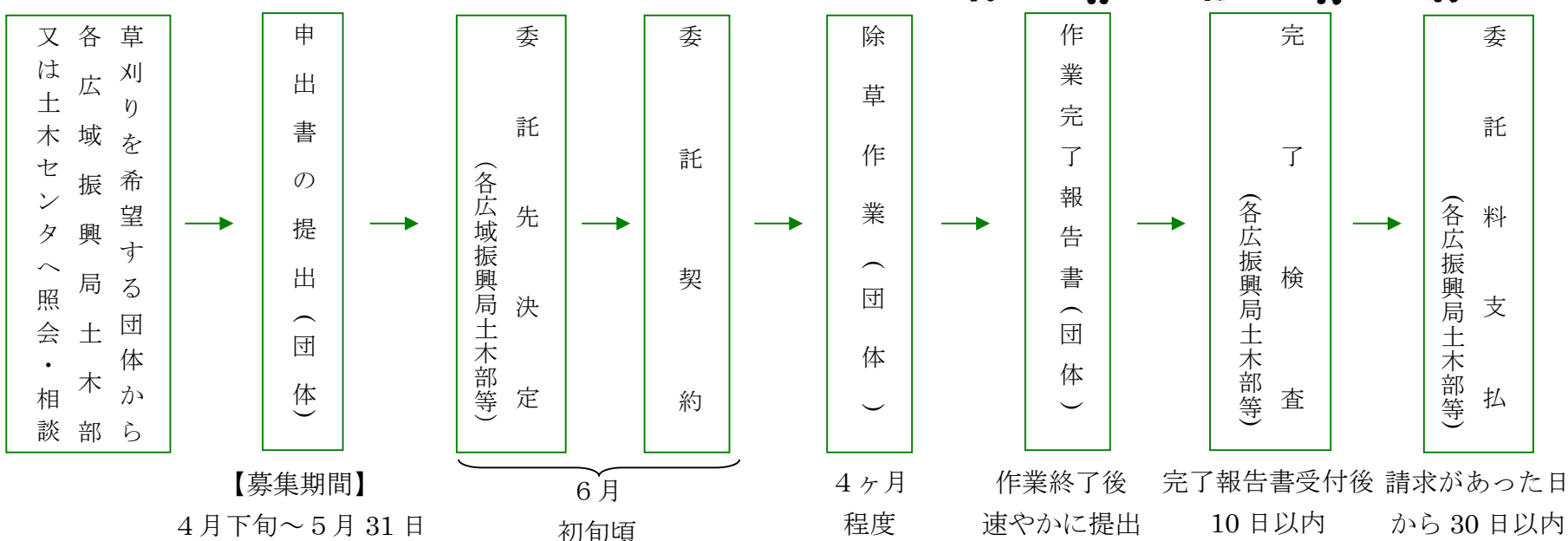
道路脇の草刈りに御協力いただける団体を募集します！

道路を常に安心・安全で使いやすい状態に保つためには、草刈り、清掃、除雪、施設の修繕等、日常の管理が欠かせません。岩手県では、住民団体と協働で実施する道路脇の草刈り業務委託制度を県内各地で推進しています。

この機会を利用して、県と一緒に草刈りを実施し、快適な地域づくりを進めましょう！

募集する住民団体は、おおむね **10 人**以上の団体を目安としています。詳しくは振興局土木部または土木センターへお問い合わせ下さい。

委託制度の流れ（令和7年度版）



草刈りの実施範囲・時期

- 草刈りの対象範囲は、道路の両脇 **0.5～1.0m** とします（図参照）。
- 草刈りの実施区間は、最寄りの広域振興局土木部又は土木センターと協議のうえ決定し、住民団体が存在する地域、又は隣接地域の範囲内とします。
おおむね4ヶ月間の道路脇の草刈りによる道路美化にご協力ください。

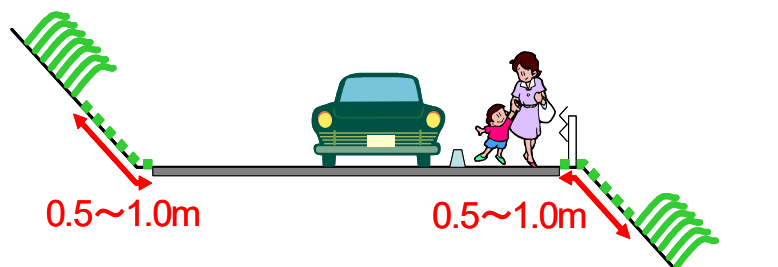


図 草刈り範囲イメージ



草刈りの様子

委託料について

- 除草面積、作業方法によって決定します。
- 傷害・賠償保険料、道路使用許可申請費用、交通誘導員費用は含まれています。
- 処分費が必要な場合は、県と協議して決定します。
- 委託する期間内の草刈り委託料となりますので2回以上草刈りをしても、委託料は変わりません。

【参考】令和7年度単価の例（免税事業者、誘導員あり）

作業方法 面積	除草作業のみ	除草・集積作業	除草・集積・ 積込運搬作業
1,000m ² ～ 1,200m ² の場合	58,800 円	75,800 円	97,800 円
面積加算分 (200m ² 毎)	8,800 円	12,200 円	16,600 円

その他留意事項

- 契約できる金額の上限は、**200 万円**までとします。
- 道路脇の作業となるため、安全面には最大限注意していただきます。特に、道路使用許可申請、交通誘導員の配置、保険加入（障害・賠償）は必須となります。なお、必要に応じてヘルメット、安全チョッキ等を貸し出します。
- 詳細については、お気軽に下記の問い合わせ先に御相談ください。
- 作業の際にはこまめな水分補給と休憩を行いながら、**熱中症には十分注意**するようお願いします。

● 問い合わせ先

〇〇広域振興局土木部〇〇課

Tel : 019-〇〇-〇〇

Fax : 019-〇〇-〇〇

～参加いただいた住民の声～

参加いただいた住民の方からの声を掲載します。

- ・草刈り後の**ゴミや空き缶のポイ捨てが無くなった**と思うほど少なくなった。(花巻市)
- ・草刈りを実施して3年目になります。**地域の活性化、活動費用、協力と支え合い**にも繋がり助かっています。(北上市)
- ・**地域住民とのつながりができ、住みやすい仲間づくりが出来ている**。(奥州市)
- ・地域自治会の活動資金として大いに役立っており、**来年度も実施したい**。(奥州市)
- ・協働草刈作業を含めて年3回の草刈を実施しており**景観も良くなった**。(一関市)
- ・草刈り実施時に**国道の道路の穴ぼこが見つくて、県に報告して直してもらった**。
車の事故を未然に防ぐことができて良かった。(遠野市)

草刈り業務が地域の活性化にも役立っています！！

★草刈り終了後に参加者で**慰労会、懇親会を開催！**

(バーベキュー、料理教室、そばうち、芋煮会、温泉旅行)

★業務料は、**地区行事の貴重な収入源に！** (地域の盛り上げに)

★地域の人たちの**コミュニケーションを取る時間**に！



道路愛護団体として感謝状贈呈の対象に

道路美化に特に貢献し、継続して本委託を実施している団体の方々は、
道路愛護団体として知事感謝状贈呈の対象となります。

詳しくは、お近くの振興局土木部または土木センターへお問い合わせください。

